

研修会活用による定期監査手数料の軽減について

(一社)日本ジビエ振興協会

野生鳥獣被害対策の地域協議会に所属する国産ジビエ認証を取得した処理施設(以下、認証施設と称する)は、農林水産省の交付金(※1)を利用し、定期監査手数料の軽減が可能となりました。

① 定期監査とは?

認証施設は1年毎に認証の基準を順守しているか確認のため、認証機関により書類審査(必要書類と解体処理の映像の確認)によって定期監査を実施します。(認証取得時から重大な変更や書類のみでは判断できない場合は現地審査を実施する場合があります。)

② 交付金を利用した研修会

鳥獣被害防止とジビエ利活用を推進するため、衛生管理レベルの向上等を目的とした研修会に農林水産省の交付金を活用できます。

認証機関が開催する研修会に上記の交付金を利用できます。

③ 研修会を利用した定期監査

①の定期監査の際、定期監査で確認すべき内容を含めた②の研修会に参加することにより、定期監査の手数料を軽減できます。

●研修会の内容(※2)(※3)

1. 捕獲から出荷までの衛生管理
2. 厚生労働省のガイドラインに基づいた解体処理
3. 国産ジビエ認証制度について
4. HACCPの考え方に基づいた衛生管理
5. カットチャートに沿った枝肉の部位分け
6. 帳票整理について

●定期監査手数料(※2)

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 書類審査のみ | 95,000円(税別) |
| 書類審査 +現地審査 | 130,000円(税別) +認証審査員1名分の 旅費交通費 |

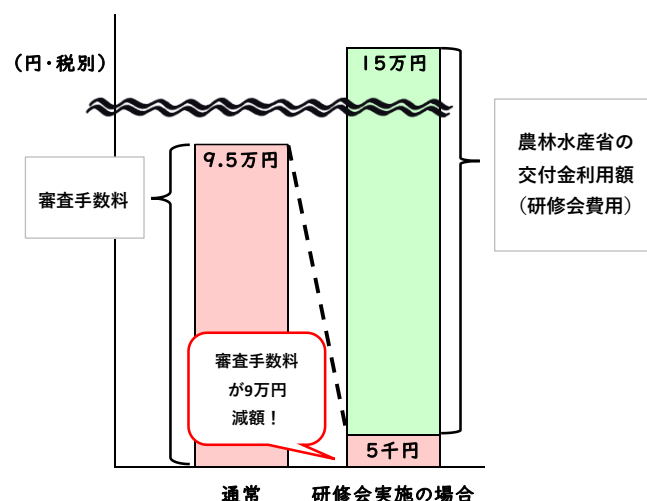
●研修会費用(※2)

150,000円(税別)+旅費交通費2名分(認証審査員1名+事務局員1名)

⚠研修会費用は地域協議会を通じて交付金の申請が必要です。

●定期監査手数料の減額について(※2)

| | |
|---------|-------------|
| 通常の手数料 | 95,000円(税別) |
| 減額後の手数料 | 5,000円(税別) |



※1. 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」

※2. 定期監査手数料・減額料金、研修会費用・内容は認証機関によって異なります。

※3. 研修会の内容は一部変更する場合があります。